



祝 平成17年 丸子町成人式



今月の主な内容

- 合併対策室だより..... 2P
- 「確定申告」が始まります..... 4P
- スペシャルオリンピックスがやってくる2 .. 10P
- 民生児童委員が改選されました..... 16P
- 丸子町消防出初式 18P
- 具体的になりました「住民提案型補助事業」.. 19P

花ごみ

- ロウバイ
- ・臘梅 ・蠟梅 ・唐梅
- ・素心蠟梅 ・檀香梅



撮影場所：上丸子

古名を唐梅という中国原産のロウバイ科落葉灌木です。一〜二月頃、葉より先に香気ある花を下向きにつけます。和名は、臘月(旧暦十二月)の頃咲くからとの説と、花弁が黄色で薄く半透明で光沢があり、蠟細工のようなので蠟梅の名ありとの説があります。江戸時代の「本草啓蒙」によると、後水尾天皇の時代に朝鮮を経て献上されたので唐梅と呼ばれたのです。変種もあり、花弁の大きい大輪咲をトウロバイ(漢名：檀香梅)、花全体が黄色い種をソシンロウバイ(漢名：素心蠟梅)と呼んでいます。寒い日に咲く黄金の花は、春の早き訪れを祈る花でもあります。

「しらじらと障子を透す冬の日や室に人なく臘梅の花」 窪田空穂

今月の表紙

●晴れやかに大人の仲間入り

1月10日の成人の日、二十歳の門出を祝う丸子町成人式が文化会館セレスホールで開かれました。今年、丸子町で成人式を迎えたのは265人の若者。あでやかな晴れ着やスーツ姿の新成人たちが近況を報告したり、記念写真を撮ったりして旧友や懐かしい恩師との再会を喜び合っていました。

式典では、藤沢基樹さん(上丸子)と堀内由美さん(藤原田)が成人を代表して意見を発表。自分が歩んできた道を振り返り、支えてくれた人々への感謝の気持ちと今後の決意を述べました。また、新成人らの企画による仲間へのインタビューや思い出を振り返るスライド上映も行われ、「感動あり、笑いありですばらしい式にできた」と話す依田智博運営委員長(上丸子)の言葉どおり、会場は新成人の笑顔で溢れていました。

●広報に掲載されたあなたの写真差し上げます。丸子町役場企画課情報係まで 42-1011 有線2-4882



町民憲章 The Citizen Charter

緑あふれる郷土を愛し、豊かな町をつくりましょう。
仕事に励み、伸びゆく産業の町をつくりましょう。
平和を愛し、心のふれあう楽しい町をつくりましょう。
教養を深め、香り高い文化の町をつくりましょう。
健康で幸せを願い、希望に満ちた町をつくりましょう。

データ Data

- 人口
- 男.....12,133(- 12)
- 女.....12,830(- 18)
- 総数.....24,963(- 30)
- 世帯数.....8,918(+ 5)

1月1日現在

提案意見 Opinion

- Eメール
office@maruko-town.ne.jp
- ホームページ
http://www.maruko-town.ne.jp
- 町長室専用ファックス(町づくりアクティブライン)
Fax 0268-42-3388
- 毎月15日は町長との対話サロン【問】 0268-42-1011 企画課情報係

「丸子町の合併について町民の意思を問う住民投票」を実施します。

投票日時	平成17年2月6日(日) 午前7時から午後8時まで									
投票所	町内29箇所(いつもと同じ場所です)									
投票できる人	丸子町に住所があり、次に掲げる要件に該当し、投票資格者名簿に登録された人 国籍要件 日本国籍を有する人 外国人で、次に掲げる特別永住資格を持っている人 (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者 (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第3条に定める特別永住者 特別永住資格者であっても投票資格を得るためには別途申請が必要となります。 年齢要件 昭和61年4月1日以前に生まれた人 住所要件 平成16年10月28日までに転入し、引き続き丸子町に住所のある人									
入場券	投票入場券は、はがきで世帯ごとに郵送します(はがき1枚につき2人分)。投票に出かける時は、それぞれ自分の分を切り離してお持ちください。									
期日前投票	投票日当日に仕事、旅行、用事などで投票所に行かれない人は、投票日前に投票ができます。 ■期 間 1月30日(日) から2月5日(土) まで ■時 間 午前8時30分から午後8時まで ■場 所 丸子町役場1階ロビー ■持ち物 投票入場券(印鑑は必要ありません)									
不在者投票	仕事先・旅行先などの滞在地の区市町村選挙管理委員会や指定病院等において不在者投票ができます。この場合、投票には時間がかかりますので、早めに手続きをして下さい。									
投票の方法	投票は記号式です。3つの選択肢の中から1つを選び、スタンプ棒を使って選択肢の上にある「○を記載する欄」に○印を付けます。期日前投票も同じく記号式です。 <table><tr><td></td><td></td><td></td><td>欄 載 ○を記 する</td><td rowspan="2">三 ○の他は何も書かないこと。 二 複数の欄に○の記号をつけないこと。 一 投票しようとする選択肢の上の欄に、○の記号をつけること。 ○ 注 意</td></tr><tr><td>合併しない</td><td>丸子町と長門町 武石村及び和田村との合併</td><td>丸子町と上田市 真田町及び武石村との合併</td><td>選 択 肢</td></tr></table> 選択肢の順番は、1月11日に開催した選挙管理委員会できじにより決定しました。				欄 載 ○を記 する	三 ○の他は何も書かないこと。 二 複数の欄に○の記号をつけないこと。 一 投票しようとする選択肢の上の欄に、○の記号をつけること。 ○ 注 意	合併しない	丸子町と長門町 武石村及び和田村との合併	丸子町と上田市 真田町及び武石村との合併	選 択 肢
			欄 載 ○を記 する	三 ○の他は何も書かないこと。 二 複数の欄に○の記号をつけないこと。 一 投票しようとする選択肢の上の欄に、○の記号をつけること。 ○ 注 意						
合併しない	丸子町と長門町 武石村及び和田村との合併	丸子町と上田市 真田町及び武石村との合併	選 択 肢							
問い合わせ	丸子町選挙管理委員会(役場3階 総務課内) 電話42-3100 有線2-4872									

あなたの一票に託される未来

二月六日、丸子町の合併について町民の意思を問う住民投票が行われます。町で行われる住民投票はこれで二回目となりますが、昨年の六月に行われた住民投票は長門町と武石村、そして和田村との合併協議会設置の賛否を問うものでした。しかし今度の住民投票は、みなさんが上田市・真田町・武石村と長門町・武石村・和田村のいずれの枠組みでの合併を望んでいるのか、それとも合併せずに自立していくことが望ましいと考えているのかを確認するもので、町の将来を決めるさわめて重要な投票です。

みなさんの一票一票がこの町の、そして子どもたちの未来が託されています。この地域をどのようにしていくのか、次の世代にどう渡していくのかを一人ひとりが真剣に考え、責任ある判断をお願いします。

決して棄権しないで、あなたの意思を投じてください。

合併対策室だより

所得の申告が必要な方、必要ない方

申告が必要ない方	ア 既に税務署へ所得税の確定申告を提出した人 イ 給与が1か所及び2か所以上でも年末調整済みの人 ウ 他の人の所得税法上の扶養親族等になっている人で、所得がなかった人（下記の「キ」に該当しない人）
申告が必要な方	平成17年1月1日現在、丸子町に住所があり上記にあてはまらない人。例えば次のような人。 ア 給与や手当を2か所以上からもらっている人 イ 給与所得者で、給与以外の所得がある人 ウ 商業、製造業など事業をしている人 エ 土地や建物を貸している人 オ その他の所得がある人 カ 会社を退職して年末調整を受けていない人 キ 国民健康保険に入っている人で所得がなかった人（国保税の減額制度があります） ク 雑損控除、医療費控除を受けようとする人

事業所得・譲渡所得などで税務署から所得税についての申告書類が送付されている人は、それに従って申告してください。

税金は所得の自己申告を原則に成り立っています。ですから、確定申告は基本的にすべての人がその対象となります。

しかし、サラリーマンや公的年金（国民年金、厚生年金、共済年金、恩給など）を受給している方の場合、会社や社会保険庁などから町へ給与や公的年金の支払報告がされていることがほとんどですから、申告の必要がありません（ただし、給与や公的年金以外の収入がないこと

が前提です）。この報告がされていない方についてのみ申告が必要となります。また、誰かの扶養になっている方や所得がない方も申告不要ですが、所得がなくとも扶養になっていない場合は「所得がない」旨の申告が必要です。

一方、農家や自営業、その他の事業の方などは所得の多少に関わらず、すべての人が確定申告をする必要があります。

すべての人が申告をする必要はありません

「確定申告」が始まります！

申告期間は2/16～3/15まで

もうじき確定申告の時期です。確定申告とは、その言葉どおり「（一年間の所得を）申告によって確定する」ことで、みなさんにお支払いいただく税金計算のもとになる数字を決めることです。ですからその仕組みを正しく理解して、必要な方には必ず申告していただかなければいけません。でも確定申告というと、初めての人にとっては難解で分かりづらいのも事実。2月16日から始まる申告相談を前に、確定申告についてちょっと勉強してみましょう。

確定申告は「所得税」と「住民税」の計算基礎に

確定申告で確定されるみなさんの所得額は、国税である所得税のほか、住民税（町県民税）や国民健康保険税などの計算の基礎として使われています。また、福祉年金や児童手当などの給付金の支給判定、所得証明書の発行にも使われます。つまり申告しないと、これらの行政サービスが受けられないといった支障が出てきます。

では、それぞれの税金について確定申告の手続きをしなければいけないかというところなことはなく、所得税の確定申告をしていれば、住民税などの申告は必要ありません。これは住民税も所得税も、同じ所得の数字をもとに課税しているからです。

ただし、同じ所得数字をもとにしているても、所得税と住民税は税率や所得控除の額が違いため、課税額には違いがあります。このため、所得税は納付する必要がなくても、住民税は課税されるということもあります。

所得税と住民税の違い

税金の種類	所得税	住民税（町県民税）
納付先	国に直接納められる	地方（町、県）に納められる
課税時期	所得に対してすぐに課せられる事が多く（例：毎月の給料から天引きされる）、確定申告や年末調整で精算する	基準日を設けて、年間の所得をまとめて計算してから課税する（例：平成16年度の住民税は、平成15年中の所得から計算）
税率	10％～37％	均等割（定額）+ 所得割（5％～13％）
基礎控除額（無条件の所得控除）	380,000円	330,000円
該当階層	所得額に応じて、相応の税額を負担します。国の予算として、国策に直接使われます。	低めの税額を、より広い範囲の人で負担します。地域のための自治会費のような税金です。

申告をすると税金が還付されることも

確定申告は所得を確定し、各種税金の計算基礎とするものですから納税額を決定する一方で、納めすぎた税金が戻ってくる場合や不足分を請求される場合もあります。これは、住民税が確定した所得をもとに課税されているのに対し、所得税は確定前に支払っている場合が多いからです。

ます。

このように話すと、すべての人が確定申告したほうがいいように思えますが、勤務先で年末調整を受けることにより納めすぎた（または不足した）所得税は精算されていますので、基本的には申告不要です。ただし、年末調整で対応できなかった収入や所得控除などがあれば確定申告をする必要があります。

公的年金受給者には年末調整がありませんが、「現況届」などで社会保険庁に扶養などの申告をしてあれば、その分はあらかじめ反映されています。

「所得」と「所得控除」

「所得」とは、収入から必要経費を引いたものです。農家や自営業の方の場合は、売上額から肥料代やお店の光熱費など収入を得るために掛かった費用を引いたものが「所得」として計算されます。一方、会社からの給与や年金収入の方の場合は、あらかじめ決められている計算式により「所得」が算定されています。

こうして得られた所得額から税金を計算する際、「所得」から差し引く（＝控除する）ことが認められているものを「所得控除」といいます。社会保険料や生命保険料控除、配偶者控除、扶養控除、医療費控除などがこの「所得控除」として一般的ですが、このほかにも多くあり、どの「所得控除」に該当するかは個人の事情により異なります。

税制改正

平成16年からの所得税と平成17年度課税分からの住民税について、いくつかの税制改正がありました。主だったものを紹介します。

- 配偶者特別控除の上乗せ部分廃止【所得税、住民税】
配偶者特別控除制度は、配偶者の所得が一定額以下のときに、納税者本人が所得控除を受けられるというものです。これまでは配偶者の所得が38万円（給与収入で103万円）以下の方の場合、配偶者控除のほかに配偶者特別控除も受けることができましたが、この特別控除が廃止されました。
これによって、昨年までの確定申告では、所得税なら配偶者控除38万円と配偶者特別控除38万円の合計76万円が、住民税なら配偶者控除33万円と配偶者特別控除33万円の合計66万円が所得控除の上限額でしたが、今年の申告分から上限がそれぞれ、38万円と33万円になります。

- 同一生計の妻に対する均等割非課税措置の段階的廃止【住民税】
住民税は、「均等割（年額4千円）」と「所得割」という二つの要素で計算されています。このうち均等割につい

ては「広く、薄く」負担いただくのが基本です。今までの特例として、夫が均等割を納めていれば、同じ町内にいる妻はいくら収入が多くても納める必要がありませんでした。

この特例が段階的に廃止され、基準額（ ）を上回る収入のある妻に、均等割が課税されるようになります。もちろん、基準額を下回る方には均等割の課税はありません。基準額は扶養親族数などにより異なります。

	夫	妻
16年度までの均等割課税	4,000円	0円
17年度の均等割課税	4,000円	2,000円
18年度からの均等割課税	4,000円	4,000円

- 土地等の長期譲渡所得に係る特別控除廃止【所得税、住民税】
長期譲渡所得の税率の引き下げにより、特別控除100万円が廃止されました。

アルバイト編

私は学生ですが、「町民税・県民税申告の手引き」が届きました。アルバイトしかしていませんが、それでも確定申告が必要なんですか？

A

必要です。確定申告は年齢に関係なく、対象になる収入があった場合は申告をしなければいけません。例えば、子供でもタレント活動などで収入があれば申告が必要です。
パート勤務やアルバイトの場合、勤務形態は違っても収入としては「給与」として扱われます。給与の場合、年間一〇三万円以下の収入で勤務先から役場へ給与の支払報告がされており、他にパートやアルバイトなどの収入がない場合は確定申告が不要です。しかし、一〇三万円以下の収入でも所得税が天引きされていれば、確定申告をすることで税金が戻ってくる場合もあります。
また、一〇三万円を超えていても勤務先で年末調整してもらっており、この他に収入が無ければ確定申告は不要です。

給与(パート、アルバイト)収入の確定申告目安（各種控除などの有無により異なります）

年齢	あなたの収入	所得税の申告	住民税の申告	親などの扶養に	所得税または住民税が
20歳以上 及び既婚者	93万円以下	不要	必要	なれる	かからない
	93万円超103万円以下	不要	必要	なれる	かかる
	103万円超	必要	必要	なれない	かかる
20歳以下 (未婚者)	103万円以下	不要	必要	なれる	かからない
	103万円超204万4千円以下	必要	必要	なれない	かからない
	204万4千円超	必要	必要	なれない	かかる

年齢は平成17年1月1日現在



確定申告



知っている様で知らない、申告の手続き。みなさんの素朴な疑問にお答えします。

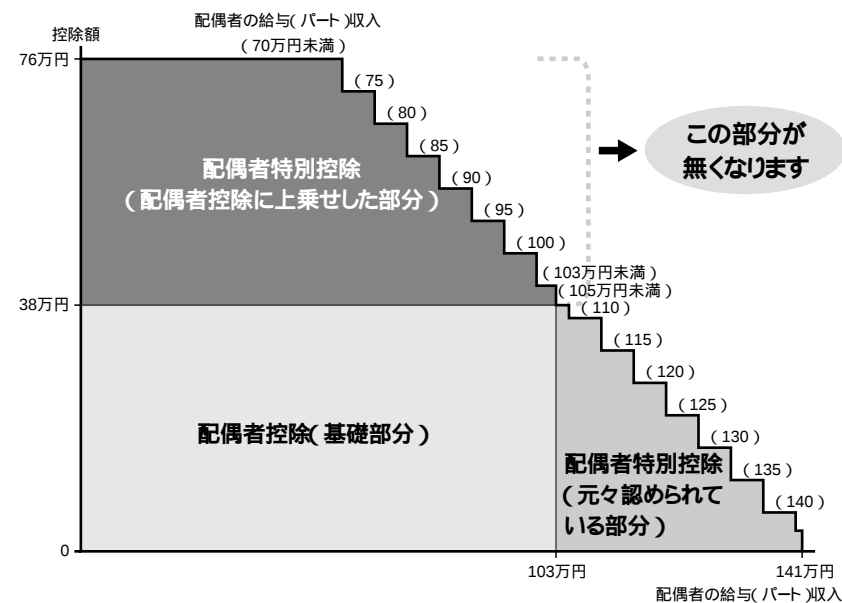
パート編

私は今、パートで働いていますが、夫の扶養にはなれますか？

A

パート収入が年間一〇三万円以下でしたら、税金上の扶養になれます（）。ただし、「夫の扶養になる」というのが「妻に所得税や住民税がかからず、なおかつ、夫に配偶者の所得控除が適用される」ことをおっしゃっているなら、税制改正がありましたので今年からその適用が変わります。
これまでは、給与収入で一〇三万円（所得で三十八万円）以下であればこれに該当しましたが、改正によって今年の申告分から「（収入額により）所得税はかからないが、住民税はかかる」という方が出てきます（同一生計の妻に対する均等割非課税措置の段階的廃止）。また、夫の所得控除も大幅に縮小されました。

所得税の配偶者控除・配偶者特別控除のイメージ図



（配偶者特別控除の部分廃止）の注意が必要です。
税金上の扶養と社会保険などの健康保険の扶養では判断基準が異なります。健康保険の扶養については各保険者に確認ください。

パート収入の方の税金と控除の目安（各種控除などの有無により異なります）

夫の所得が1千万円以下、妻の収入はパート収入のみ、65歳未満で障害者ではない、生命保険等の控除は特に無いという場合

パート収入	所得税が	住民税が	夫が配偶者控除を受けることが	夫が配偶者特別控除を受けることが
93万円以下	かからない	かからない	できる	できない
93万円超103万円未満		かかる (133万円未満は 均等割のみ)		
103万円				
103万円超130万円未満	かかる	か (133万円超は 所得割もかかる)	できない	できる
130万円超141万円未満				
141万円以上				



税務課町民税係
 深井 征司 主任

お気軽にご相談ください

所得申告相談がもうじき始まります。申告について何か判らないことがありましたら、私たち税務課職員が対応いたしますのでお気軽にお問い合わせください。その際、必要書類をご用意していただくと、より正確にお答えできますので忘れずにお持ちください。

また申告期間の後半は、毎年たいへん混雑します。ご都合のうえ、申告はなるべく早めに済ませてください。

平成16年分 所得申告相談日程表

[受付時間] 各会場とも 午前:9時～11時 午後:1時～4時

日 付	申告会場	対象地区
2月	16日(水)	全地区
	17日(木)	
	18日(金)	
	19日(土)	
	20日(日)	全地区
	21日(月)	
	22日(火)	
	23日(水)	
	24日(木)	西 内
	25日(金)	依 田
3月	26日(土)	依 田
	27日(日)	
	28日(月)	
	1日(火)	
	2日(水)	塩 川
	3日(木)	
	4日(金)	
	5日(土)	
	6日(日)	全地区
	7日(月)	
	8日(火)	
	9日(水)	
	10日(木)	全地区
	11日(金)	
	12日(土)	
	13日(日)	
	14日(月)	
	15日(火)	

- 2月23日～3月4日まで、役場での申告受付はできません。
- 旧丸子地区の方は役場で申告してください。申告期間中、特に日を定めませんが、ご都合のうえなるべく早く申告を済ませてください。(ただし、2月23日から3月4日までは除く)
- 土地建物等を売却し所得のある方で、税務署から申告日を指定されていない方のうち町の税務課で相談される方は、役場の申告会場へお出がけください。

【問】税務課町民税係 42-1030 有線2-4522

確定申告の際の主な必要書類

印鑑は必ず必要です。また役場で申告を受けるときは、配布された「世帯名簿」もご持参ください。

収入(所得)の種類	必要書類
給与(パート、アルバイトも含む) 公的年金(国民年金、厚生年金、共済年金、一時恩給以外の恩給)	源泉徴収票の原本 勤務先で証明してもらった支払証明書 (源泉徴収票がもらえないパート等の方)
個人年金	明細書、支払調書等(収入と支出の額がわかるもの)
自営業・農業・不動産(青色申告の方は、税務署や商工会で申告になります)	収支内訳書、計算に必要な帳簿・書類
シルバー人材センター 会社などの株式配当	配分金支払証明書 配当金の内訳明細書
不動産の売却、株式の売却、ゴルフ会員権の売却など	不動産・売買契約書、登記簿謄本等(公共事業用の場合は、申出証明書、買取証明書) 株式・計算明細書、取引報告書等 会員権等・売却額や譲渡費用などを証明できるもの
生命保険満期返戻金等	明細書、支払調書等(収入と支出の額がわかるもの)

所得から引くものの種類	必要書類
医療費	領収書の原本、証明書、計算済みの「医療費の明細書」
社会保険(国保・国民年金など) 生命保険料、個人年金保険料 損害保険(火災保険・建更など) 小規模企業共済等掛金	それぞれの領収書または証明書(国保・国民年金などの社会保険料は平成16年中の支払いであれば過去の分も含みます)
障害者	身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳など
災害などによる損害	災害等を証明する書類、災害を受けた資産の証明書
日本赤十字社などへの寄付金	寄付金の領収書または証明書
住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)	住民票、年末残高証明書、売買(請負)契約書、登記簿謄(抄)本、建築確認通知書(増築の方のみ)等

確定申告

Q & A

年金編

Q 私は主に年金で生活しているんだが、それでも確定申告が必要なのかい?

A

収入が公的年金収入のみで一定額以下でしたら、基本的に確定申告は不要です。

ただし、年金から所得税が天引きされている場合や年金の受給額が多い場合は、確定申告により税金が還付、または追加納税になることもありますので申告してください。

所得税が天引きされている人で次のような方は、確定申告をする
と所得税が戻ってくる場合があります。
ます。公的年金等の源泉徴収票などで、所得税が天引きされているか各自ご確認ください。

○現況届や扶養親族等申告書で申告できなかった方
○他の控除を受けようとする方(現況届などでは、配偶者や扶養の有無、障害の有無など、一部の控除しか対応していません)

もし、公的年金収入以外にも収入(給与、個人年金、不動産の賃

年金の種類による申告の取り扱い

公的年金 (社会保険庁などからの年金)	個人年金 (生命保険会社などからの年金)
国民年金/厚生年金/共済年金/恩給(一時恩給は除く)/過去の勤務により会社などから支払われる年金/適格退職年金契約による年金	生命保険年金 など
申告が不要 (収入が一定以下で、他に収入がない場合)	申告が必要

遺族年金や障害年金は税計算の対象外のため、これらの確定申告は不要です。

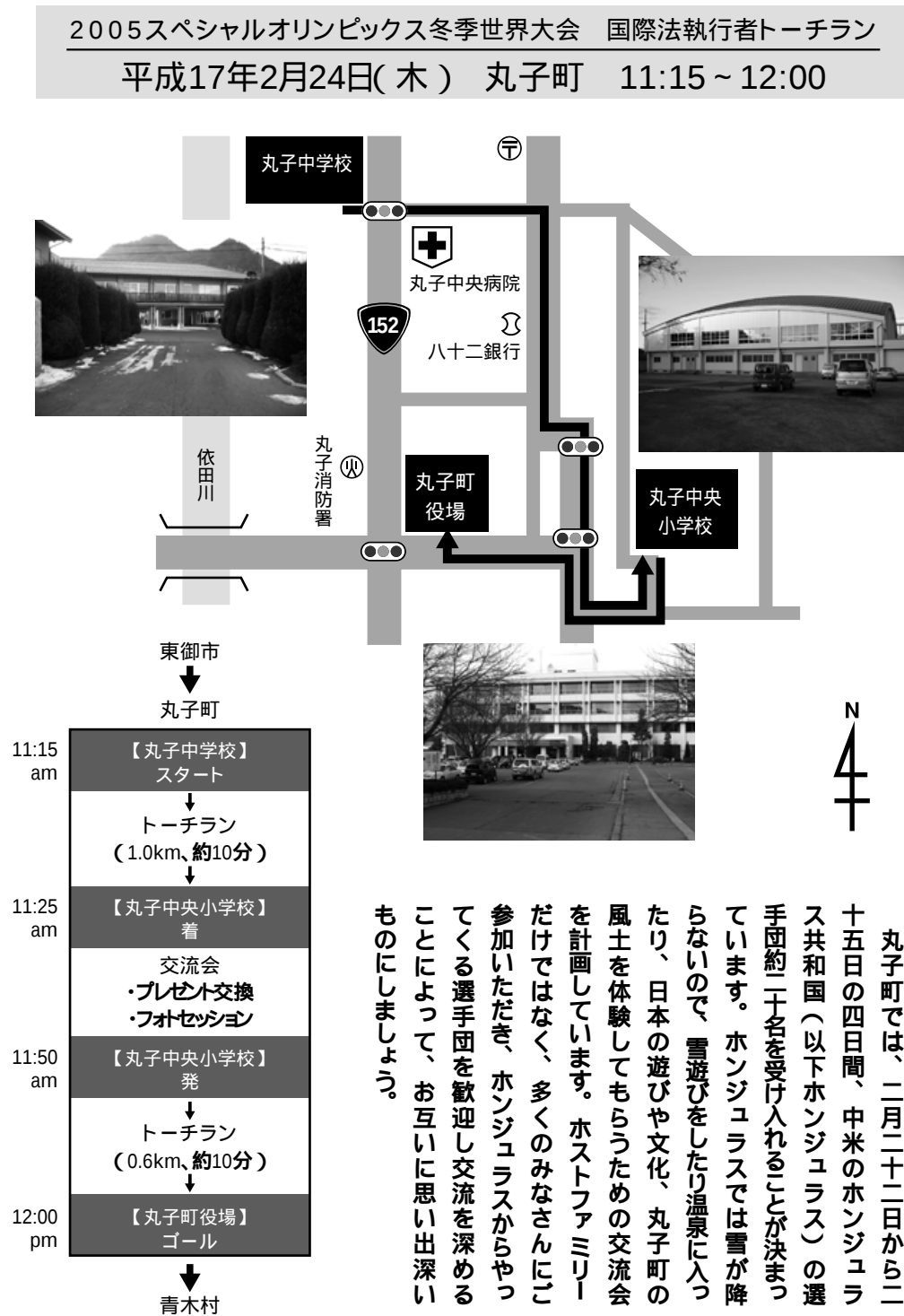
付、シルバー人材センターの配分金などがある場合は、確定申告をする必要があります。

年金収入の方の確定申告目安 (各種控除などの有無により異なります)

公的年金収入のみの方で、社会保険庁などから役場に報告が届いている方の場合

年齢	公的年金収入額	所得税の申告	住民税の申告	所得税が	住民税が
65歳未満 (昭和15年1月1日以降生まれの方)	98万円以下	不要	不要	かからない	かからない
	98万円超105万円以下	不要	不要	かからない	かかる(均等割のみ)
	105万円超108万円以下	不要	必要	かからない	かかる
	108万円超	必要	必要	かかる	かかる
65歳以上 (昭和15年1月1日以前生まれの方)	216万円以下	不要	不要	かからない	かからない
	216万円超223万円以下	不要	不要	かからない	かかる(均等割のみ)
	223万円超228万円以下	不要	必要	かからない	かかる
	228万円超	必要	必要	かかる	かかる

スペシャルオリンピックス(SO)とは、
その成果の発表の場である競技会を年間通じて提供している国際的なスポーツ組織です。SOが提供する継続的なスポーツ活動は、知的発達障害者たちの健康や体力増進、競技力の向上を促進するとともに、多くの人たちとの交流によって障害者の社会性を育てることを目的としています。



募集

【問】保健福祉課福祉係 電話 四二一一一八 有線 二一四四七四
トーチラン、ホストタウンプログラムにおけるボランティアを随時募集しています。ご協力いただける方は保健福祉課まで。

トーチランとは聖火リレーのことで、ギリシャのアテネで採火された火が長野県内を回り、大会の機運を高め、その成功を祈願して行われるいわば大会の象徴です。
丸子町では二月二十四日に行われます。当日は世界各国から選ばれた警察官、消防士などの法執行者と地元警察官や消防士などが丸子中学校から役場までを走ります。途中の丸子中央小学校では、プレゼント交換や写真撮影といった交流会も計画されています。多くの方のご参加をお願いします。みんなでランナーたちに大きな声援を送りましょう。

丸子町では、二月二十二日から二十五日の四日間、中米のホンジュラス共和国(以下ホンジュラス)の選手団約二十名を受け入れることが決まっています。ホンジュラスでは雪が降らないので、雪遊びをしたり温泉に入ったり、日本の遊びや文化、丸子町の風土を体験してもらったための交流会を計画しています。ホストファミリーだけではなく、多くのみなさんにご参加いただき、ホンジュラスからやってくる選手団を歓迎し交流を深めることによって、お互いに思い出深いものにしましょう。

トーチランがやってくる

2月24日(木)
午前11時15分 ~ 昼12時

2月26日(土)から3月5日(土)の8日間、長野県内で「2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会・長野」が開催されます。この大会には、スキーやスケートといった種目の競技会以外にも多くの活動があります。その中から丸子町で行われる活動についてご紹介します。

和話 健康と福祉のページ

街に
スペシャルオリンピックス
がやってくる 2

写真提供: SO日本

今回の冬季世界大会には、約八十の地域や国から約三千人の選手団が長野県にやってきます。オリンピックなどでは選手団は大規模な選手村で生活をしますが、スペシャルオリンピックス(以下SO「エスオー」)の大会では、ホストタウンプログラムと呼ばれる事業によって、長野県内外の市町村や民間団体などが選手団を受け入れ、「ホストタウン」としてホームステイを基本に大会開催前の四日間、それぞれ特色ある内容で選手団をもてなすという、SOならではの活動を行います。その大きな目的は、選手団に休養と練習の機会を提供すること、そして何より文化的交流により、言語の違いや障害を越えたコミュニケーションを通じて、障害者理解と国際交流を促進することにあります。

ホンジュラス共和国の
選手団がやってくる

2月22日(火) ~ 25日(金)

ホンジュラス共和国って
どんな国?

スペイン語のあいさつを覚えよう
おはよう Buenos Dias(ブエノスディアス)
こんにちは Buenas Tardes(ブエナスタルデス)
ありがとう Gracias(グラシアス)
ごめんなさい Perdon(ペルドン)
さようなら Adios(アディオス)

- 人口 約730万人
- 首都 テグシカルパ
- 言語 スペイン語
- 気候 カリブ海と太平洋に面し、一年中温暖
- 主食 トルティーヤ(とうもろこし粉を焼いたもの)
- 主産業 バナナ、コーヒーの栽培

FACE 顔

WATCH

町で暮らす外国人の力になりたい

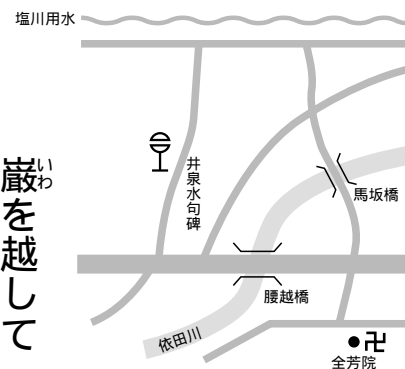
日本語学校教師としてブラジルに行く 成澤 美樹 さん

この一月、長瀬上平の成澤美樹さんが、国際協力機構（JICA）の日系社会青年ボランティアとしてブラジルへ旅立ちました。

成澤さんの行き先はブラジルのロアンダ市。現地で日系、非日系を問わず、日本語や日本文化に関心のある人たちを対象に日本語の授業を行います。

以前からブラジルの実情を自分の目で見てみたかったという成澤さんが、初めてブラジルに関心を持ったのは大学在学中の時。教育実習に訪れた丸子北中学校で、ブラジル籍の子どもが言葉で苦労している姿に「彼らのお手伝いができればと思った」と言います。大学院に進んだ成澤さんは、「子どもに対する日本語教育」をテーマの一つとして研究。修了後は日本語学校で中国人に日本語を教えるかたわら、私生活でも母親が代表を務めるボランティアグループ「ゆうあいまるこ」で外国人の日本語習得を手伝ったり、町内在住のブラジル人向けにポルトガル語のパンフレットを作成するなどし、町の国際事業にも積極的に関わってきました。そんな活動が続ける中で、実際にブラジルの生活や教育事情を知りたいという気持ちが強くなっていったと話します。

成澤さんの活動期間は平成17年1月から2年間。出発を前に役場を訪れ、「帰ってきたらその知識や経験を生かして、また地域のブラジルの人たちのお手伝いができれば」と町長に力強く語っていました。

のんびり
お散歩
バスの旅
腰越

「町内循環バス」は、役場→腰越→依田→長瀬→塩川→役場回りの便と、その逆回りの便を交互に2回ずつ、一日4便運行しています。

ここを通るバスの時刻
8:42 11:48
13:17 16:43
【問】企画課企画係
42-1041 有線2-4510

みなさんは腰越の「大淵」「中淵」を見たことがありますか。「腰越」のバス停を降りて腰越橋に向かっているとそこには「丸子八景」のひとつに数えられている「大淵」「中淵」の絶景を眺めることができます。巨岩・奇岩が連なる美しい淵です。

腰越橋は橋長五十二メートル、幅員は車道部七メートルの歩道部二・五メートルで平成五年三月に竣工しました。大淵・中淵に配慮した橋梁形式や、木曾義仲や蘭玉をテーマにデザインしているなど地域に長く親しまれる橋となっています。そして腰越橋の傍らの花壇には、萩原井泉水直筆の表題の句碑が立てられています。

萩原井泉水（一八八四～一九七六）は自由律俳句というジャンルを切り開いた俳人です。季語や五・七・五などの定型にとられない俳句を広めました。尾崎放哉や種田山頭火も井泉水の門から出ています。井泉水は奥さんが腰越向井の出身であったため、度々丸子町に訪れていました。井泉水は橋のたもとに立ち、「大淵」「中淵」の景色を好み、かつてあった寅の湯と亀の湯から白い煙が上がるのかな風景に心をとめ、この句を詠みました。

（丸子文学の会刊『丸子町文学散歩』ほか参照）

音楽好きな仲間たちが一堂に会する 第14回依田窪合唱祭

12月12日、信州国際音楽村で師走恒例の音楽会「依田窪合唱祭」が開催されました。

依田窪地域のコーラスグループが毎年この時期に集い、日頃の練習の成果を披露する依田窪合唱祭も今回で14回目。今年も各校のPTAグループやそれぞれの地区で活動しているお父さんお母さんを中心に13組がステージに立ち、美しい歌声をホールに響かせました。

町内の小学校からは丸子中央小学校合唱クラブ、中学からは丸子北中学校3年の選択コーラスの生徒たちが参加。この日は会場に入りきれないほど聴衆が訪れ、見事なハーモニーに感心した様子で聞き入っていました。



サンタが園にやってきた 各保育園、幼稚園でクリスマス会



12月といえば、子どもたちが楽しみにしているクリスマス。町内の各園ではクリスマスイブを前にひと足早いクリスマス会が開かれ、サンタクロースが園児たちにプレゼントを持ってやってきました。

わかくさ幼稚園では子どもたちが暗くした遊戯室に集まり、キャンドルの灯りにお願い事を待っていると、大きなサンタがトナカイを連れて現れました。「良い子のみんなにプレゼントを持ってきました」と言うサンタに園児たちは大喜び。プレゼントを渡されるとうれしそうにお友達と見せ合っていました。園児たちはお礼にハンドベルの演奏やお歌を披露。サンタとトナカイを囲んで楽しいひと時を過ごしていました。

丸子町体育指導委員会が「全国優良団体表彰」を受賞！

丸子町体育指導委員会がこのほど、兵庫県姫路市で行われた第45回全国体育指導委員研究協議会にて優良団体表彰を受賞しました。

丸子町体育指導委員会はスポーツ振興法に基づき、昭和49年10月1日に設置され、体育・スポーツ振興事業の企画運営や組織の育成、実技指導及び助言等の活動をしています。平成12年には子供から高齢者まで誰もが楽しめる「ふわっとテニス」を考案するなど、町内及び県内外の地域スポーツの普及発展に尽力してきました。

「受賞できたのは諸先輩方や町民のみなさんの理解と協力のおかげ」と斎藤宗喜会長。今後も地域スポーツの発展に向け、さらなる活躍が期待されます。



地域と共に作りあげた手づくりベンチが完成



中丸と沢田河原町のバス停に、木のぬくもりが温かい手づくりベンチが設置されました。

このベンチは、丸子実高の3年生が研究課題として地域の方々の意見を参考に、自分たちで設計・製作したものです。両バス停は地域の方はもちろん、多くの丸子実高の生徒さんに利用されており、それぞれのバス停場所の条件に合わせ、中丸は止まり木式に、河原町は腰掛け式に設計するなど工夫されています。

試作品を作ったときの高さなどの研究もしたとのことで、女性や高齢者にも利用しやすいベンチになっています。

「福祉サービス ほっとライン」が開設されました //

県では、みなさんから福祉サービスに関する苦情や相談等を受け付ける「福祉サービス ほっとライン」を平成17年1月4日に開設しました。

このほっとラインは、専任の職員がみなさんの利用されている福祉サービスに関する問題などを解決するために、助言や支援等を行います。

専用の相談電話はフリーダイヤルで、平日なら毎日受け付けています。福祉サービスに関することは、なんでもお気軽にお寄せください。

詳しくは、県のコモンズ福祉課までお問い合わせください。

福祉サービス ほっとライン

- 専用相談電話 0120-294-487 (0120・ﾌｫﾝ・ｼﾝﾊﾟｲﾝ)
- 相談時間 平日の午前8時30分から午後5時まで (5時以降は留守番電話にて対応)

【問】長野県社会部コモンズ福祉課 026-235-7108

～ ～ ～ ～ 町長との対話サロン ～ ～ ～ ～

毎月15日、町長との対話サロンを行っています。

町政に対する提言やご要望など、お気軽にお話しください。(サロン:談話室) 土、日、祝日はその前日

【申込・問】役場 企画課 情報係 TEL42-1011 有線2-4882

『丸子町行政情報番組』

毎週月曜日放映中

6:30・8:30・11:30・18:30・21:30

丸子テレビ放送(1ch)

2月の内容[確定申告が始まります]

保健ガイド

● 乳幼児健康診査 (健康係)

受付時間：午後1:00～1:15
場 所：保健センター
持ち物：母子健康手帳・赤ちゃん手帳の「おたずね」

健 診	と き	対 象 者
4カ月児	2月4日(金)	平成16年9月10日～10月4日生
10カ月児	2月25日(金)	平成16年4月生
1才6カ月児	2月10日(木)	平成15年8月生
2才児歯科	2月8日(火)	平成15年1月生
3才児	2月18日(金)	平成14年1月生

● 育児セミナー (健康係)

事前に申込みが必要
ところ：保健センター

教室名	対 象 者	と き
かるがも教室	これから赤ちゃんを迎える夫婦	2月1日(火)
ひよこ教室	4～7ヶ月くらいの親子	2月9日(水) 2月22日(火)

● 多胎児家族のつどい (健康係)

受付時間：午前10:00～10:30
実施時間：午前10:30～12:00
場 所：保健センター

実施日	教室名	対 象 者
2月17日(木)	双子ちゃん三つ子ちゃんの集い	双子、三つ子の親子

● 予防接種 (健康係)

集団 受付時間：午後1:00～2:00 実施時間：1:30～2:00
場 所：保健センター
持ち物：母子健康手帳・予防接種予診票

個別 実施時間：診療時間内(要予約)
場 所：委託医療機関
持ち物：母子健康手帳・予防接種予診票・印鑑

	種 類	実施日	対 象 者
集 団	ツベルクリン反応	2月28日(月)	平成13年3月2日～平成17年11月生
	B C G 接 種	3月2日(水)	
個 別	風 し ん	2月1日～2月28日	平成15年7月～9月生

● 子育てランドと育児相談 (健康係)

* 保健師・栄養士による育児相談コーナーと自由に遊べる部屋のコーナー
持ち物：相談の方は母子健康手帳をお持ちください

実施日	時 間	場 所
2月16日(水)	受付:午前10:00～10:30	保健センター

● 7カ月児健康相談 (健康係)

受付時間：午前10:00～10:30
実施時間：午前10:30～12:00
持ち物：母子健康手帳・赤ちゃん手帳「おたずね」

実施日	対 象 者	場 所
2月23日(水)	平成16年7月・8月生	保健センター

● デイケア、しゃぼん玉 (福祉係)

内 容：こころを病む人が社会復帰を目指す場

実施日	時 間	内 容	場 所
2月9日(水)	10:00～12:00	スペシャルオリンピックス勉強会	ふれあいステーション
2月23日(水)	13:30～15:30	ペテルの家のビデオ観賞	#

● もの忘れ相談会 (介護係)

相談担当者：堀内静子氏(看護相談室せせらぎ代表)

実施日	時 間	場 所
2月8日(火)	13:30～ 予約制	ふれあいステーション3階または訪問
3月1日(火)		

● 断酒会 (健康係)

対象者：アルコール依存から立ち上がろうとする人、家族、関心のある人など

実 施 日	時 間	場 所
第1・第3月曜日	2月7日(月) 2月21日(月)	19:00～21:00 長瀬町民センター

【問】丸子町役場 保健福祉課

健康係 42-1117 有線2-4483

福祉係 42-1118 有線2-4474

介護係 42-0015 有線2-7652

中丸子依田川橋下流域にコミュニティ公園が竣工

コミュニティ団体「中丸子やまびこ会」が事業実施主体となって依田川橋周辺の河川敷に建設を進めてきましたミニ公園が、昨年の11月24日に竣工しました。

■事業規模 900
■事業費(助成金) 190万円

この事業の趣旨は、コミュニティの健全な発展を図るとともに宝くじの普及広報事業として、財団法人自治総合センターからの助成金が使われました。今後の植栽や維持管理は中丸子やまびこ会が担当することになります。

やまびこ会は平成13年に結成、地域づくり団体として花壇づくりを中心とした緑化推進をはじめ、小中学生の健全育成のためのイベント開催を行うなど積極的な活動を行っています。



役立っています。電源立地地域対策交付金

平成16年度の対象工事として、郷土川原地区農業用排水路改修工事が行われました。

自家用自動車の変更手続きはお済みですか？

自動車を他人に譲られた方や廃車をした方は、自動車の名義変更・廃車の手続きが必要です。変更の手続きがされていないと自動車の納税通知がきてしまいます。

3月25日(金)までに手続きを済ませると、納税通知書は変更後の方に発送されます。手続きが済んでいない方はお早めに手続きをしてください。自動車の名義変更・廃車の手続きは、長野県自家用自動車協会依田窪支部(丸子警察署内)で行っています。

また、長野県自家用自動車協会依田窪支部では以下の業務を行っていますので、自動車の手続きでお困りの方はお気軽にご相談ください。

自動車の名義変更・廃車手続き等の代行業務
「車庫証明書」の代行業務
自動車保管場所の現地調査
ハイウェイカードの販売等

【問】長野県自家用自動車協会依田窪支部
(丸子町大字上丸子224-3 丸子警察署内) 42-2758

国の教育ローン(国民生活金融公庫)

入学金、授業料、教科書代、アパートの敷金・家賃など、入学時や在学中に必要な資金を融資する公的な制度として、国民生活金融公庫の「国の教育ローン」があります。融資金額は、学生・生徒一人につき200万円以内、返済期間は10年以内となっています。

詳しくは、国民生活金融公庫の各支店、または最寄りの金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、漁協)までお問い合わせください。

地球を守ろう！

～家庭・オフィスでできる省エネの提案 その5～

白熱電球から蛍光灯への付け替えをしましょう。

(照明にはエネルギー使用量が少なくて済む蛍光灯を使いましょう)

行政のページ

町政の動きをお知らせします。

短 信 1月

- 4日 仕事始め
- 7日 新年祝賀式
- 8日 柔剣道教室鏡開き
- 9日 消防出初式
- 10日 成人式
- 22日 柔剣道教室閉校式

予 定 2月

- 16日 所得税確定申告開始
- 27日 丸子町消防音楽隊定期演奏会

2月は 北方領土返還運動全国強調月間
薬物乱用事犯取締強化月間
省エネルギー月間

- 3日 節分
- 7日 北方領土の日
- 11日 建国記念の日
- 20日 旅券の日
- 23日 皇太子誕生日

役場	42-3100
	FAX 43-3666
教育委員会 学校教育課	42-1044
社会教育課	42-3147
	FAX 42-3148
丸子町文化会館	42-0001
総合体育館	43-2250
	FAX 43-0616
金子図書館	42-2414
	FAX 42-2414
クリーンセンター	43-2131
衛生センター	42-6789
給食センター	42-2892
解放センター	42-6694
町民センター	42-5122
郷土博物館	42-2158

みんなの国保



守りましょう!

わたしの健康、家族の健康

平成17年度各種検診の申し込み時期になります。
検診で生活習慣病を予防しましょう。

長野県衛生年報によると、丸子町で平成14年の一年間に生活習慣病（がん、脳卒中、心臓病）で亡くなった方は全死亡者数の7割となっています。13年の割合と比べると12%も増えており、その内訳はがん（悪性新生物）が5%、脳卒中（脳血管疾患）が5%、心臓病（心疾患）が2%の増となっています。町の死亡原因のなかで最も数字の高い「がん」。では、そのがんの現状についてもう少し詳しく見てみましょう。

がんで亡くなった方が体のどこのがんで亡くなったかということ、肺・気管支が一番で17人、次いで胃11人、肝臓7人、すい臓6人の順となっています。全国的にも死因のトップを占めるがんですが、治療研究は日進月歩です。早期発見により適切な治療を受けることや生活や食事の改善をすることで、がん細胞を消滅させたり、成長を遅らせたりすることもできます。

平成15年の町のがん検診の状況を見ると、検診によってがんが発見された方が7人いらっしゃいましたが、このほかにポリープや炎症などの異常が見つかった方が多くいることも見逃せません。がんはこれら異常のある細胞が10年から30年くらいの間に増え、症状として現れます。また、がんは生活や食事に強い関連があります。今は健康でも、生活や食事の乱れはがん細胞と戦う免疫力を低下させてしまいます。検診で健康状態を確認しながら、自分の生活や食事をもう一度見つめ直し、適度な運動とバランスの取れた食生活を送って免疫力を高めることは、がんを始めとする生活習慣病を予防するうえで最も重要なことです。自分の健康、そして家族の幸せを守るため、検診は定期的に受けましょう。

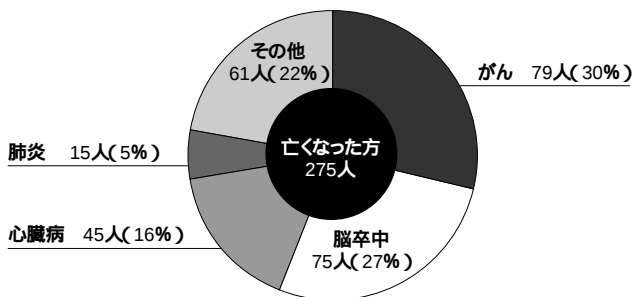
平成17年度の検診申し込みを受け付けます

「平成17年度検診申込書」を2月2日以降に地区の保健補導員が各家庭に封書で配布し、後日回収に伺います。
（回収締切日：2月16日）

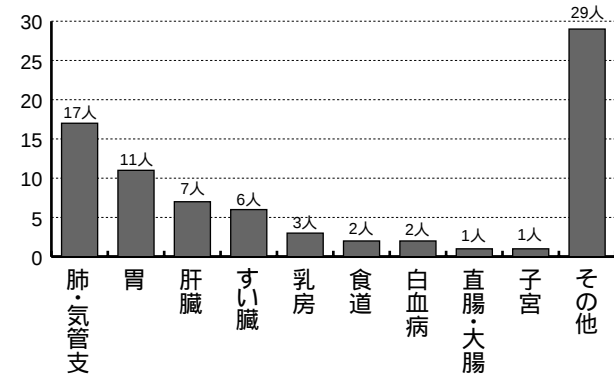
17年度から受診対象年齢が変わった検診があります。対象外でも希望される場合は受診できますのでご記入ください。詳しくは申込書の裏面をご覧ください。

✧ お問い合わせは 保健福祉課 健康係（保健センター） 42-1117 有線2-4483 ✧

○主な死亡原因の割合(平成14年)



○がんの種別死亡者数(平成14年)



○がん検診による異常発見者数(平成15年)

部位	受診者数	がん	その他の異常
胃	499人	1人	60人
肺	781人	2人	17人
大腸	864人	2人	30人
乳房	705人	1人	9人
子宮	692人	1人	0人

平成16年12月1日に町の民生児童委員64名の一斉改選がありました。民生児童委員とは、民生委員法と児童福祉法に基づき、社会福祉全般についての身近な支援者として活動しています。

高齢者・障害者・児童・母子父子家庭福祉等、地域の身近な相談者としてお気軽にご相談ください。

任期3カ年(H16.12.1～H19.11.30)

	担 当 地 区	氏名(敬称略)	住 所	電 話	有 線
西内・平井	鹿教湯・入山	齋 藤 英 彦	西内1445	44-2535	2-9848
	町	山 田 憲 久	西内1077	44-2636	2-9656
	高梨・大塩	永 井 礼 子	西内713	44-2013	2-9633
	穴沢・中村・茂沢	齋 藤 幸 子	平井947	44-2521	2-9373
	戸羽・宮沢・霊泉寺	小 平 幸 雄	平井422	44-2429	2-9312
東内	荻窪	中 村 司	東内3386	43-2445	2-8814
	和子	小 平 たみ子	東内2561-2	43-3586	2-8706
	下和子	山 本 敬 子	東内1946-1	43-2538	2-8654
	辰ノ口(1～12班)	成 澤 今朝義	東内51-2	43-3789	2-8404
	辰ノ口(13～17班)	北 村 智重子	東内805	42-4330	2-8516
腰越	町(15～31班)	西 澤 茂 子	腰越86-7	42-3170	2-7926
	町(1～14、32～34班)	下 村 峯 子	腰越1523	42-2115	2-4834
	向井(35～38、69～81班)	藤 澤 正 明	腰越1084	43-2314	2-7985
	向井(39～55班)	下 村 靖 子	腰越1103	43-3067	-
	深山(56～68班)	小 林 英 行	腰越1946-2	42-5095	2-8195
上丸子	三反田(9、10、12、18、19乙、20、22～30班)	倉 嶋 照 子	上丸子1117-5	42-6390	-
	三反田(48～62班)	倉 嶋 崎 江	上丸子2031	42-5176	2-7708
	三反田(1～8、11、13～17、19甲、21、31～47班)	柳 沢 澄 子	上丸子1986-1	43-2479	2-7521
	海戸(19～29、30、31班)	森 泉 徹 雄	上丸子781-3	42-2759	2-6149
	海戸(1～18、29甲乙、32～34班)	笹 沢 房 子	上丸子710-21	42-5375	2-7211
	海戸(35～55班)	土 屋 猶 子	上丸子1554	42-4776	2-7174
	沢田(3～12、32～42班)	伊 比 美代子	上丸子261-21	42-2325	2-6456
	沢田(1、2、31、43～59班)	佐 藤 敏 子	上丸子199-5	43-3373	2-6256
	沢田(13～29班)	吉 池 孝 男	上丸子284-5	42-5255	2-6231
	八日町(22～42班)	小宮山 泰 子	上丸子523-3	43-2546	2-6081
中丸子	八日町(1～21班)	小 林 靖 司	上丸子151-1	42-3769	2-6012
	74～91班	柳 澤 幸 恵	中丸子526	42-2002	2-5289
	19～35班	宮 川 行 子	中丸子1517-8	43-2041	2-5678
	36～55班	中 山 和 子	中丸子1169	43-3301	2-5397
	1～18班	小井土 秀 夫	中丸子1110	43-2769	2-5643
下丸子	56～73班	桑 島 次 郎	中丸子1600-3	42-3701	-
	1～19班	高 野 仁 子	下丸子1-45	42-6207	2-5002
	20～34班	依 田 信 子	下丸子185	42-2391	2-5061
御嶽堂	上組・馬場ニュータウン	杉 原 旦	御嶽堂154	42-4476	2-3965
	三角	高 山 静 江	御嶽堂686	42-2692	2-4154
	中山・南原	田 村 直 憲	御嶽堂1449	42-5873	2-3903
	北原・飯沼(40～48班)	内 田 美津子	生田4095-1	42-3943	2-3689
	飯沼(21～40、57～61班)	小 林 昭 代	生田3833-6	42-5943	2-3629
生田	飯沼(1～20班、49～56班)	吉 池 英 勝	生田3442	43-3173	-
	茂沢(1～7班・茂沢ビュータウン)	中 村 洋	生田2348-45	42-6007	2-3165
	茂沢(8～21班)	内 堀 君 子	生田2864	42-2989	2-3211
	尾野山(3～7、14～16班)	滝 澤 紀 雄	生田1916-1	42-5725	2-3104
	尾野山(1、2、8～13、17、18班)	滝 沢 ヒサ子	生田409	42-2598	2-2976
長瀬	上南(1～10、12～20班)	倉 沢 仁 子	長瀬3531	42-5349	2-2531
	上南(11班)・上北	白 井 紀 子	長瀬3517-2	42-4328	2-2455
	練合・金井	山 岸 忠 夫	長瀬518-2	42-4181	2-2744
	上平・上平南	白 井 武 幸	長瀬1363-64	42-4898	-
	小路下・町組	白 井 善 一	長瀬3363-9	42-4066	2-2279
	権現・東組・宮原	久保田 典 明	長瀬3140-2	42-5719	-
	西組	高 田 明 芳	長瀬3262-1	42-4070	2-1866
	北街道・東街道	木 下 良 子	長瀬2805-54	36-0087	-
	石井(1～3班)	藤 森 孝 子	塩川2782-1	35-0135	2-1177
	石井(7、8班)	倉 石 廣 和	塩川2660-3	36-2141	-
塩川・藤原田	石井(5、6班)	矢 田 正 一	塩川2700-45	35-0475	2-0968
	石井(4、9班)	田 中 米 子	塩川2903-1	35-1509	2-1385
	狐塚	中 澤 ちい子	塩川3341	35-1168	2-0870
	坂井	甲 田 京 子	塩川1390-2	35-2929	-
	郷仕川原	鷹 野 良 信	塩川333	36-2895	2-0564
	南方(東部1、2班・西部)	北 澤 茂 幸	塩川891-1	36-2101	-
	南方(松葉・宮平・東部3班)	北 澤 弘 康	塩川871-3	35-1039	2-0293
	藤原田	堀 内 成 雄	藤原田251-1	42-2676	2-0132
	主任児童委員(全地区)	両 角 一 幸	中丸子730	43-2095	2-5814
	主任児童委員(丸子中学校通学区)	斎 藤 幹 江	西内1434-1	44-2458	2-9837
	主任児童委員(丸子北中学校通学区)	藤 森 たか江	塩川1114	35-0457	2-0384

*主任児童委員...児童福祉法に基づき、児童福祉に関する事項を専門的に担当しています。

民生児童委員が改選されました。

具体的になりました

住民提案型補助事業

町では青少年の育成や文化・スポーツの振興、まちづくり、福祉ボランティア活動など、いきいきとした魅力ある地域づくりを進めるための公益的な活動に対して、その一部を助成する補助制度をみなさんからご意見を頂きながら検討してきました。

制度が具体的になりましたので、その概要をお知らせします。これで決定ではなく、引き続きご意見やご提案を受け付けていますのでお寄せください。

こんなご意見を頂いています。

今までお寄せ頂いたご意見の一部を紹介します。

- 子どもとお年寄りが触れ合う事業を行ったらどうだろう
- 土日の子育て支援を行ってみたいわ
- ボランティアのネットワーク作りを行い、地域通貨を導入してみたいけれど...

対象とする団体

- 5人以上の団体
 - 複数の町内に在住・在勤・在学の方を含む団体
 - 主に町内で活動する団体
- 政治活動や宗教活動、営利活動を目的とする団体は対象としません。

対象とする活動・経費など

- 企画研究部門

住民自らが実施する地域づくり事業に関する、調査・勉強会・ワークショップの開催など。

例えばこんなこと

 - 老人介護講習会のための講師謝金・講師旅費
 - 地域環境美化計画策定のための資料代
 - 地域通貨導入の調査・研究費用

最 高 10万円
(補助率10/10以内)
- 実践活動部門

地域づくりに熱意やアイデアを持つ住民が自主的に企画し、実施する活動。

例えばこんなこと

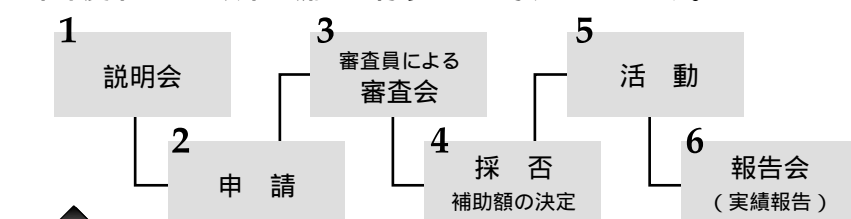
 - 地域の防災マップ作成のための印刷製本費
 - 歩道を整備するための材料購入費
 - そばの栽培とそば打ち大会の費用

最 高 30万円
(補助率8/10以内)

地域を限定する活動を行う際には区長の同意が必要です。
他の補助金等の対象でない活動を対象とします。
事務所の家賃や光熱水費、会議のお茶菓子代・懇親会費等は対象経費としません。
事業の採択や補助額の決定は審査会で行います。

スケジュール(事業の流れ)

来年度早々から以下の流れで行うことを予定しています。



パブリックコメント ご意見を募集します

住民提案型補助事業に関する要綱(案)等を役場のホームページ(<http://www.maruko-town.ne.jp/yakuba/index.htm>)に掲載するほか、役場3階の企画課でもお配りします。是非ご覧頂き、みなさんのご意見をお寄せください。

【お問い合わせ】
役場企画課企画係
電話42-1041 有線2-4510
kikaku@maruko-town.ne.jp



～そばの栽培～
住民自らの手による遊休農地の利活用

年頭の誓い新たに

丸子町消防出初式

平成十七年(十八年度)消防功労表彰者									
■長野県消防協会功績章(1名)									
第5分団長 山岸誠司									
■長野県消防協会功労章(5名)									
副ラッパ長 小相澤 稔									
第6分団長 永井 隆									
第19分団長 山岸 大									
第6分団長 永井 隆									
■長野県消防協会功労章(6名)									
第2分団長 永井 隆									
第3分団長 永井 隆									
第9分団長 永井 隆									
第16分団長 永井 隆									
第23分団長 永井 隆									
■長野県消防協会功績章(7名)									
ラッパ長 岩木 孝男									
第1分団長 岩木 孝男									
第4分団長 岩木 孝男									
第6分団長 岩木 孝男									
第7分団長 岩木 孝男									
第15分団長 岩木 孝男									
第25分団長 岩木 孝男									
■長野県消防協会功績章(6名)									
第1分団長 岩木 孝男									
第5分団長 岩木 孝男									
第9分団長 岩木 孝男									
第13分団長 岩木 孝男									
第17分団長 岩木 孝男									
第21分団長 岩木 孝男									
第25分団長 岩木 孝男									

■長野県消防協会功績章(26名)									
第1分団長 岩木 孝男									
第2分団長 岩木 孝男									
第3分団長 岩木 孝男									
第4分団長 岩木 孝男									
第5分団長 岩木 孝男									
第6分団長 岩木 孝男									
第7分団長 岩木 孝男									
第8分団長 岩木 孝男									
第9分団長 岩木 孝男									
第10分団長 岩木 孝男									
第11分団長 岩木 孝男									
第12分団長 岩木 孝男									
第13分団長 岩木 孝男									
第14分団長 岩木 孝男									
第15分団長 岩木 孝男									
第16分団長 岩木 孝男									
第17分団長 岩木 孝男									
第18分団長 岩木 孝男									
第19分団長 岩木 孝男									
第20分団長 岩木 孝男									
第21分団長 岩木 孝男									
第22分団長 岩木 孝男									
第23分団長 岩木 孝男									
第24分団長 岩木 孝男									
第25分団長 岩木 孝男									

■上小消防協会功績章(6名)									
第2分団長 小 平 毅									
第1分団長 小 平 毅									
第3分団長 小 平 毅									
第4分団長 小 平 毅									
第5分団長 小 平 毅									
■上小消防協会功績章(22名)									
第1分団長 岩木 孝男									
第2分団長 岩木 孝男									
第3分団長 岩木 孝男									
第4分団長 岩木 孝男									
第5分団長 岩木 孝男									
第6分団長 岩木 孝男									
第7分団長 岩木 孝男									
第8分団長 岩木 孝男									
第9分団長 岩木 孝男									
第10分団長 岩木 孝男									
第11分団長 岩木 孝男									
第12分団長 岩木 孝男									
第13分団長 岩木 孝男									
第14分団長 岩木 孝男									
第15分団長 岩木 孝男									
第16分団長 岩木 孝男									
第17分団長 岩木 孝男									
第18分団長 岩木 孝男									
第19分団長 岩木 孝男									
第20分団長 岩木 孝男									
第21分団長 岩木 孝男									
第22分団長 岩木 孝男									
第23分団長 岩木 孝男									
第24分団長 岩木 孝男									
第25分団長 岩木 孝男									

■丸子町消防団功績章(34名)																
第5副分団長																
第1分団員																
第3分団員																
第5分団員																
第6分団員																
第7分団員																
第8分団員																
第9分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																
第10分団員																

人権ひろば

「部落差別撤廃と

あらゆる差別をなくすことを

めざす総合計画」について

高齢者の人権問題

高齢者の楽しみや生き甲斐を大切にしよう

私の知人がラーメン店を始めたというので、早速お祝いと味を楽しみにして、家族でお店を訪れた。広くはないけれど明るい店内は、ほとんど満席状態であった。しばらく待ってやっと席に着くと、七十三歳になる知人の母親が、ピンクのエプロン姿で、注文を取りにきた。開店祝の言葉など申し上げ、早速ラーメンを注文した。

ラーメンができあがるまで時間がかったが、とてもおいしかった。忙しく働く知人に言葉もかけられずに店を出た。

帰りの車の中で、知人の母親のことが話題になった。私の息子は「ラーメンはともおいしかったけれど、七十歳を過ぎたおばあちゃんを、無理に働かせなくてもいいのに」と言う。私は「おばあさんは働かされているのではなく、喜んで手伝っているんだよ。『かわいそうに』とか『無理しなくてもいいのに』と思うたり、『サービスは若い女性で…』などの固定した見方は、考え直してみようよ」と話した。



活動を進め、生涯学習の機会を充実させていかなければなりません

この文を読んで皆さんはどう思いますか？ 私たちは日頃、家庭や地域で高齢者や障害者にどんな気持ちで接しているでしょうか。

「地味、遅い、暗い、非生産的」などの否定的な印象をもつ傾向はないでしょうか。これが偏見、差別の要因になっています。また、高齢者が生活しやすい環境が整っているでしょうか。高齢者の楽しみや生き甲斐を奪っているようなことはないでしょうか。

高齢者に対する理解を深め、偏見や先入観を取り除き、高齢者が主体的に社会参加できるよう各種の啓発活動を進め、生涯学習の機会を充実させていかなければなりません



西内小学校 5年 伊藤 瑞菜

第三十二回
丸子町人権週間『作品集』から

詩 ねんどあそび

丸子中央小学校一年
たけうち かずま

ねんどのじかに
ぼくは
ひとりぼっちでした
ピザやおすしをつくらたけど
だんだんさみしくなってきた
はなすともだちが
いなかったからです
そうしたら、だいちくんが
「いっしょにやろう」
ってさそってくれました
いっしょにはなしながら
ケーキやだんごをつくって
とってもたのしかったです
ひとりぼっちより
ともだちがいっしょが
いいな

男と女がよりよく いっしょに生きるには…?

～男女共同参画社会づくり～

このコーナーへのご意見ご感想をお待ちしています。

【宛て先】
〒386-0404
丸子町上丸子1488
丸子町教育委員会
社会教育課
TEL 42-3147
FAX 42-3148
E-Mail
office@maruko-town.ne.jp

男女共同参画推進委員を公募します

町では「丸子町男女共同参画推進条例」に基づき、男女共同参画の推進に関する施策についての計画を策定しています。この計画を推進するため、町民の中から男女共同参画推進委員を任命し、各委員さんからご意見を伺ったり、男女共同参画社会実現に向けた活動をお願いしています。

委員は13人以内で組織し、委員会

は必要に応じて開催されます。また、推進活動として男女共同参画映画会、エンパワーメントセミナーの開催や研修会・講演会等にも参加します。

男女が共に輝き支え合う、いきいきした町を目指し、豊かで活力ある男女共同参画社会づくりに向けて積極的に取り組んでいただける方の応募をお待ちしています。

丸子町男女共同参画推進委員の仕事

●次に掲げる事項に係る審議又は建議

男女共同参画計画の策定及び変更

男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する苦情の申出

性別による差別的取扱その他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の申出

男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関する提案 意見及び要望

●その他男女共同参画の推進に関する事

丸子町の男女共同参画づくりは 一人ひとりの取り組みから



男女共同参画推進委員
北村 好美

心豊かに安心して暮らせる社会を築いていくために男女が社会の対等なパートナーとして様々な活動に参加し、家族の一員として責任を持った家庭づくりを進めていく必要があると思います。

妻と協力して家事、育児、介護等へ夫の積極的参加。最近では若い世代に子育てに積極的に参加するお父さんも増えています。出産に立ち会ったり、育児休暇を取ったり、働く妻と協力して子育てをしています。

しかし、働いている中での出産や育児など、子育てと仕事の両立ができる環境が十分でなかったり、保育サービスの不足や高い費用負担などまだまだ厳しい社会といえます。母親や母親以外が子育てしやすいよう社会の意識を変えていく必要があると思います。

父と母がバランスよく子育てをするために家庭、職域、地域、学校その他あらゆる分野において、男女平等に関する内容を組み込んだ教育を積極的に推進していくことが大切であると思います。男女共同参画について多くの人と意見を交換し、大勢の人に広げていくことが必要です。地域、学校、企業それぞれの場で一歩踏み出し、皆で取り組んでいく年になればと思います。

- 応募対象者 丸子町在住、在勤の方
- 応募方法 「応募の動機」を400字程度にまとめて、住所、氏名、電話番号をご記入の上、郵送またはファックスでお送り頂くか、直接お持ち頂いても結構です。
- 応募期間 平成17年2月21日（月）まで
- 募集人数 2名
- 委嘱期間 2年間
- その他 応募者が多数の場合は、提出していただいた「応募の動機」を参考に委員を決定させていただきます。会議に出席した場合には、町の規定による報酬をお支払いいたします。

【問】丸子町教育委員会（〒386-0404 丸子町大字上丸子1488 丸子町教育委員会 社会教育課）TEL42-3147 FAX42-3148

25年間手書きで100号達成 狐塚地区の人々をつなぐ「分館だより」



藤田さん(左から3人目)と編集委員のみなさん

ガリ版刷りで始まり、今もなお手書きで発行されている「狐塚分館だより」が、平成16年12月号で記念すべき100号を迎えました。昭和54年7月の第1号から25年間、年4回の発行が途切れることなく現在まで続いています。

紙面が親しみ深いのは、パソコンが普及した今も手書きであるということ。分館だより創刊からすべてを清書しているのが、藤田富雄さん(90歳)です。「皆さんから頂いた原稿を一番に読めることが楽しい」とおっしゃる藤田さんは、「分館だよりを通じて区の人同士が知り合えたこと、それが狐塚の発展親睦につながっているのでは」と発行してきた意義をみています。

編集部6名と分館長、主事さんは、最低でも年間12回の編集委員会議を行います。坂下潔分館長さんは、「先輩たちが築きあげてきた歴史をここで終わらせるわけにはいかない。新しいことを織り交ぜながら、これからも続けていきたい」と話します。

この分館だよりは、地元の歴史をつづった貴重な資料でもあります。これからも狐塚の歩みをきっと記し続けて行くことでしょう。

「狐塚分館だより」は、丸子町立金子図書館で閲覧できます。丸子町のホームページもご覧下さい。

2月の納税

納税は便利は口座振替を

固定資産税 4期(2月28日)
国保税 9期(2月28日)
下水道受益者負担金 4期(2月28日)
介護保険料(普通徴収) 6期(2月28日)

2月の相談

年金相談
2月24日(木) 10:00～12:00 13:00～15:00
8のつく日、心配ごと・行政・結婚相談(結婚相談8日のみ)
2月8日(火) 18日(金) 28日(月) 9:00～12:00
丸子ふれあいステーション3階 42-0033 有線2-4821
巡回ハローワーク(毎月第3金曜日)
2月18日(金) 9:30～12:00 23-8609
交通事故でお困りの方
交通事故相談室 上田支部 23-1260 内線2417
悪徳商法に対する苦情相談
上田消費生活センター 27-8517
子どもの相談窓口
丸子町教育委員会 42-3147
女性のための法律相談
026-232-2104
育児や介護を支援するフレーフレー・テレフォン
026-232-2020
警察安全相談室
026-233-9110
女性被害犯罪ダイヤルサポート110
026-234-8110
ヤングテレフォン
026-232-4970

金中湯滝永齋永宮永

山村藤沢井藤井下井

光む茂ま貫ち二

司く利りまかん三

じえ人とさき傳一よじ四

82 83 83 87 84 89 89 88 84

腰荻戸穴高鹿鹿鹿鹿

越窪羽沢梨湯湯湯湯

金田望鮎齋潔大成山金塩

井村月づ澤藤泉野の澤本井澤

喜安や朝美三み永隆文

八代よそす男お子こ和わキきの子雄吉

92 73 90 89 66 84 83 88 66 77 80

中中中中八沢海海海海

山山丸丸日町田戸戸戸戸

関曾山や春の宮み矢春の白しら白しら田た田た

根原岸ぎし原下嶋原井井村む村む

み今け嘉かか安やす今け貞て志も富み功の

ゆ朝さ藏ぞうる世よ芳要か能藏ぞう美み枝え子こ

98 72 60 86 71 59 94 83 84 79 76

南石練上上上西西権中中

方井合北南南組組現山山

松葉井合北南南組組現山山

戸籍の窓

ごめいふくを祈ります。

12月届出分(敬称略)

第四十回 丸子町詩歌祭

川柳の部 臣川南月選

〈秀逸〉ライバルの手柄へ拍手するゆとり

言い訳をしない生き方初詣

テロ続き神も仏もより果て

塩川 幸子
上田市 中沢 信子
生田 中村 洋

コンサート・CONCERT・イベント・EVENT 情報

丸子町消防音楽隊 第11回定期演奏会



クラシックからアニメ・映画のテーマ曲など、消防音楽隊が一年に一度、日頃の練習成果を発揮する定期演奏会。迫力ある演奏の数々をご家族そろってお楽しみください。

入場無料

期 日 2/27(日)

開 演 午後2時

場 所 丸子町文化会館 セレスホール

問 丸子消防署
0268-42-0119 有線2-4951

音楽村ハーモニー文化祭

木工や草木染など、音楽村ハーモニースクールの受講生らが一年の集大成を披露します。また最終日には、オカリナ、津軽三味線、バイオリン、ハーモニカのコンサートも行います。 入場無料

期 日 2/25(金)~27(日)

時 間 午前10時~午後4時(27日は午後3時まで)

場 所 信州国際音楽村 ホールこだま/研修センター

問 (財)信州国際音楽村
0268-42-3436

幻想(きらめき)冬紀行

~氷灯籠に誘われて幻想的な冬の世界へ~



期 日 ~2/19(土)まで

時 間 夕暮れ~夜9時頃まで

場 所 鹿教湯温泉
(五台橋から文殊堂周辺)

問 鹿教湯温泉観光協会
0268-44-2331

図書館だより

金子図書館 42-2414
有線2-4602
休館/月曜・祝日・月末日

新刊本の紹介

本館

作って遊ぼう!ハンド・パペット
義経
禁断
霧笛荘夜話
アキハバラ@DEEP
春、バーニーズで
ぼうかご探偵隊
奇跡も語る者がいなければ
なんくるない

寺西恵理子
宮尾登美子
明野 照葉
浅田 次郎
石田 衣良
吉田 修一
倉知 淳
ジェ・マルガー
よしもとばな

PHP研究所
日本放送出版協会
小学館
角川書店
文芸春秋
文芸春秋
講談社
新潮社
新潮社

あおぞら号

日本のこころ、日本人のこころ
村を助くは誰ぞ
泣き虫弱虫諸葛孔明
忘れ貝
樹の海
オバさんの逆襲R(リターンズ)
約束の地

山折 哲雄
岩井三四二
酒見 賢一
三咲 光郎
結城 五郎
琳 洋子
志水 辰夫

日本放送出版協会
新人物往来社
文芸春秋
文芸春秋
角川春樹事務所
求竜堂
双葉社

今月のおはなし会は2月19日(土)です。
図書館ネットワークのホームページで本の検索ができます。
アドレスは、http://www.echol.gr.jp

あおぞら号巡回日

東内・西内コース
2/8(火) 2/22(火) 3/8(火)
腰越・依田コース
2/10(木) 2/24(木) 3/10(木)
中丸子・下丸子・長瀬コース
2/1(火) 2/15(火) 3/1(火)
塩川・藤原田コース
2/3(木) 2/17(木) 3/3(木)
東内保育園・陽寿荘・三才山病院
2/9(水) 2/23(水) 3/9(水)
ツルヤ・アップルランド
2/2(水) 2/16(水) 3/2(水)

今月の一冊
信州そば紀行



著者/金子 万平
発行/信濃毎日新聞社